



ホッチキス留めの場合は、
1箇所をお願いします

【令和8年4月1日以降】

この書類を提出すると、自動車税の還付金は受任者に支払われます。よくお読みください。

県税過誤納金の受領に関する委任状(自動車税用)

年 月 日

岩手県県税センター所長 様

【委任者】(4月1日現在の納税義務者)

住所 (所在地)	(〒 -)		
フリガナ			
氏名 (名称)	印		
電話番号 (日中の連絡先)	-	-	担当者 (法人の場合)

私(委任者)は、欄外にある【注意事項】及び別紙確認事項について内容を確認し理解した上で、以下の県税過誤納金の受領に関する一切の権限を受任者へ委任します。

なお、還付金の全部または一部が未納の徴収金(県税等)に充当される場合、岩手県が受任者に対して当該未納の徴収金について説明することを承諾します。

過誤納金の受領に関する合意について問題が生じても異議を申し述べません。

税目・年度	(税目)		(年度)						
	自動車税		年度						
自動車の登録番号	岩	岩手	盛岡	平泉	(かな)				
還付事由 発生年月日	<input type="checkbox"/>	抹消登録	年 月 日 抹消登録						
	<input type="checkbox"/>	重複納付	年 月 日 納 付						
	<input type="checkbox"/>	その他	【 】						

【受任者】(県税過誤納金を受け取る者)

住所 (所在地)	(〒 -)			
フリガナ				
氏名 (名称)				
電話番号 (日中の連絡先)	-	-	担当者 (法人の場合)	
受任者の受領口座	金融機関名 及び 支店名	銀行・金庫 組合・農協 ()		本店(所)
	口座 種別	普通 当座 その他()	口座番号	支店(所)
	口座名義(カタカナ)			出張所

【添付書類】

- 委任者欄に押印した印鑑登録証明書(写し可)または委任者の運転免許証等の身分証明書(写し)を添付してください。(※官公署が発行した顔写真付きの書類)
- 抹消登録の場合、登録識別情報等通知書又は輸出抹消仮登録証明書の写しを添付してください。重複納付の場合、領収証(写し可)を添付してください。キャッシュレス納付等により領収証が交付されていない場合は、納付方法と手続き完了日を余白に記入してください。
- 氏名・現住所が納税通知書の内容と異なる場合、住民票等異動経過の分かる書類(写し可)を添付または提示してください。
- 相続人が委任者となる場合、別途確認書類が必要となりますので事前にお問い合わせください。

【注意事項】※この委任状を提出する委任者・受任者は、注意事項を確認し理解した上で提出してください。

- 抹消登録した月または重複納付した月の翌月の第5営業日(郵送必着)までに提出してください。
- 委任状を提出された場合でも、納税義務者に未納の徴収金があるときは、地方税法第17条の2第1項等の規定により当該未納の徴収金に充当されるため、受任者に還付されない場合や充当後の残額が受任者に還付される場合があります。